

# 日印両国における女性障害者の高等教育と就業

古田 弘子\*・吉田 仁美\*\*・ウパーリ・チャクラヴァルティ\*\*\*

## 1. はじめに

本研究では、日印の女性障害者の高等教育と就業について、両国の政策・施策、高等教育統計及び筆者らによる質問紙調査結果等の比較検討を行い、その解明を試みたものである。

日本において高等教育機関（短期大学・専門学校を含む）への進学率は、2024年に同年齢人口の87.3%であった（文部科学省, 2024）。一方、アジア諸国においても高等教育の量的拡大が急速に進み、本研究で比較対象国として取りあげるインドでも高等教育への進学率（Gross Enrolment Ratio: GER）が2021-22年に同年齢人口の28.4%に達している（Department of Higher Education, n.d.）。

高等教育機関への進学者数の増加に伴い、支援が必要な障害のある学生（以下、障害学生）の数も増加している。日本では高等教育機関で学ぶ学生のなかで障害学生の占める割合は、2009年度には7,103人で全体の0.22%を占めていたのが、2024年度には55,510人と全体の1.71%を占め、障害学生総数、障害学生の占める割合ともに過去15年で大幅な増加が見られる（日本学生支援機構, 2010；日本学生支援機構, 2025）。一方インドでは、2011-12年に

65,552人であった障害学生数は、2021-22年に88,748人と増加しているものの学生総数に対する割合はいずれも0.2%のまま推移している（Department of Education, 2014; Department of Education, 2024）。

本研究における障害学生の定義は以下に示す通りである。日本では学生支援機構の定義に基づき、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生<sup>(1)</sup>を指す（日本学生支援機構, 2025）。またインドでは、2016年障害者の権利法（The Rights of Persons with Disabilities Act, 2016 of India）に規定された21の障害種<sup>(2)</sup>の認定を受け、障害者証またはカード（Unique Disability Identity Card: UDID<sup>(3)</sup>）を保有する学生を指す。

2006年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）は、障害者を治療や保護の「客体」としてではなく、人権の主体として捉える障害者観に立脚する（川島・東, 2008）。同条約を批准した国では、高等教育における障害学生支援において合理的配慮の提供を行うこととなり、それまでの支援の方針、実施からの根本的な転換が求められることになった。日本は同条約を2014年に、イ

---

\* 尚綱大学こども教育学部教授

\*\* 日本大学文理学部教授

\*\*\* デリー大学ミランダハウスカレッジ准教授

ンドは 2007 年に批准し、日本では障害者基本法、障害者差別解消法等が、インドでは 2016 年障害者の権利法が制定された。これにより高等教育で学ぶ障害学生に関しては、障害のない学生との平等を基礎として、高等教育での学問探究という人権及び基本的自由を享有し行使するために、当該学生が必要とする場合は合理的配慮の提供が法的義務となった。

障害者権利条約の第 6 条は障害のある女性に関する条項である。第 6 条では、「障害のある女子が複合的差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」(外務省, 2024) と記されている。また、同条約第 24 条は教育に関する条項で、高等教育については「障害者が差別なしに、かつ他の者と平等に一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」(外務省, 2024) と記されている。

本研究では、同条約第 6 条、第 24 条を踏まえ、高等教育機関において女性の支援ニーズはどれだけ認識され、必要な合理的配慮の提供に結びついているのか明らかにする。高等教育で学ぶ学生にとっては、学修もさることながら、卒業後の就業についての展望をもった支援が非常に重要である。そこで、高等教育機関で学ぶ障害のある女性が、学修、学生生活から就業への移行において必要な配慮を十分に得られているのかにも注目し、日印の現状を比較検討し、課題を明らかにしていく。

ところで、言うまでもなく障害学生は同質の存在ではなく、多様性に富む集団である。一般に障害者の多様性という場合、視覚障害、知的障害、発達障害といった障害の種類による違いに目が向けられ

る。一方、障害学生の中にも女性、外国人、LGBTQ+ 等、多様な社会集団が存在することは見落とされがちである。多様な障害学生のニーズを的確に把握し合理的配慮を提供するためには、インターセクショナルな視点が欠かせない。コリンズとビルジは、インターセクショナル리티の核となる洞察について「ある社会の、ある時点において、人種、階級、ジェンダーなどをめぐる権力関係は、別々に独立した相互排他的な存在ではなく、むしろそれぞれを土台として構築されており、相互に作用しあっている」と述べる(コリンズとビルジ, 2021, 16)。本研究では、既存の研究において十分に解明されていないジェンダーとインターセクショナル리티の視点から、障害と女性という複合的な差別に直面する障害のある女子学生(以下、女子障害学生)に焦点をあてる。

複合的な差別を受けかねない女性障害者の問題を浮き彫りにするためには、障害者ジェンダー統計(性区分を持ち、ジェンダー問題の把握を可能にする統計)の整備がのぞまれる(吉田, 2024)。また女性障害者の高等教育と就業という、複合的な差別の下で可視化されにくい課題については、一国の分析だけではなくアジア諸国と比較検討することが家族観、障害観を一定共有する文化圏における各国の相違点をあぶりだすために有効であろう。本研究でインドを対象国とするのは、女子障害学生のおかれた立場を比較検討するために、高等教育が急速に拡大する一方、ハンズ(2020)等障害女性に関する啓発活動や研究の蓄積が見られる国であり、比較対象国として適切と考えたからである。

以上を踏まえ、本研究では、障害とジェンダーという二重の不利にさらされる日印の女性障害者の高等教育と就業の実態について比較検討し、今後の日印両国の女性障

害者の高等教育と就業に関してどのような政策がのぞましいか、政策策定への提言を行うこととする。

本研究では、まず両国の障害者の高等教育に関連する政策について検討する。そのため、国連障害者権利条約の審理状況をもとに、両国の障害者の高等教育に関連する現状と政策について検討する。次に、本研究のテーマに関するジェンダー統計について整理する。さらに、両国の障害者の高等教育に関連する政策・施策について、また高等教育で学ぶ障害学生に関する統計から高等教育の実態についてジェンダーの視点から把握する。最後に高等教育機関で学ぶ両国の女子障害学生を対象として筆者らが実施した質問紙調査とインタビュー調査の結果を提示し、その内容を比較検討する。

## 2. 先行研究

高等教育機関での女子障害学生の支援ニーズに関する近年の欧米諸国における先行研究としては、以下の2点があげられる。イギリスの高等教育機関における現状として Meadows-Haworth (2021) は、女子障害学生の学業上の成功（単位取得や成績）の度合いが男子学生と比べて低いと報告している。また、Leon-Larios ら (2024) はスペインで、女子障害学生への直接的な差別のためではないものの、女子障害学生のニーズに対応した社会資源が乏しいため、女子障害学生が男子障害学生と比べて学業へのアクセスの問題をかかえる等大学生活への適応に困難を抱えていることを明らかにした。

日本では本報告の第2著者の吉田(2024)が、独立行政法人日本学生支援機構が公表した「障害のある学生に対する修学支援に関する実態調査」について報告している。

すなわち同実態調査が障害種別のデータは公開しているが、性別記載欄がないためジェンダー分析が実施できないという問題を指摘した。この点については、4(1)で改めてとりあげる。

近年日本では、特に発達障害女性のかかえる困難への支援に焦点化した領域が注目を集めているが、彼女らの高等教育における困難に焦点をあてた研究はほとんど見られない。このように高等教育機関での女子障害学生のニーズと支援策に関する学術研究を実施するための基礎的資料が不備なかで、小林(2021)が著した「ろう女性学入門」の若年ろう女性の座談会では高等教育に関する経験についても語られており、貴重な資料である。

インドで高等教育を受ける障害のある女性の直面する課題について Halder (2009) は、障害のある娘を高等教育機関に入学させることに関する障壁について指摘している。すなわち、中等教育機関までは家族の送迎が可能だったのに対し、高等教育機関になると遠方となりそれが困難になるというアクセスの問題、また娘のハラスメント被害を一家の恥辱ととらえておそれる社会的・文化的障壁をあげている。また、筆頭著者が2019年に東京で開催した「インド女性と障害会議」においてターター社会科学研究所のリマエは、障害のある女性は家族の中でも高等教育の機会を得る優先順位が低いと指摘している(古田・金澤, 2019)。

以上を踏まえ、先行研究の蓄積の乏しい本分野でアジアの2か国の比較調査を行う本研究は高い意義を有し、今後の同分野の研究発展への有益な示唆をもたらすことが期待される。

### 3. 日印両国における障害者の高等教育の概況と政策・施策、ジェンダー統計

#### (1) 両国の高等教育における障害者の概況

##### (a) 日本

日本における高等教育機関の定義は、学校教育法に規定される「大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校」である。

2016 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害のある人もない人も同じ基本的人権を持ち、障害を理由とする社会におけるあらゆる差別の解消を促進することが目指されている。同法で示された合理的配慮の提供は、高等教育機関では国立・公立の教育機関で先行して義務化されたが、2021 年に一部改正され、2024 年からは私立大学等においても義務として施行されている。

##### (b) インド

インドの高等教育機関の種別は大きく、①大学、②その多くが大学から提携関係を得る形で設置されるカレッジ、③「独立した教育機関（工学、看護、教職等専門職資格を付与する学校）」の 3 種に分けられる（佐々木, 2024）。インドの高等教育機関の情報を一括して集約する調査が、教育省高等教育局により行われる全インド高等教育調査（All India Survey on Higher Education: AISHE）である。2021-22 年には 1,168 校の大学・大学に相当する教育機関、45,473 校のカレッジ、12,002 校の独立した教育機関が AISHE の調査に登録し、1,162 校の大学、42,825 校のカレッジ、10,576 校の独立した教育機関が回答し、回

答率は 93.0 % であった（Department of Higher Education, n.d.）。膨大な数のデータの質的信頼性への疑義は残されているとしても、高等教育機関の実態を把握するには有用である（佐々木, 2024）。高等教育機関で学ぶ障害学生の実態は、わずかではあるものの、毎年 AISHE の調査結果に含まれている。

2016 年障害者の権利法の第 32 条「高等教育機関における留保」では、障害学生への留保枠について規定している。すなわち、すべての公立の高等教育機関およびその他の政府から補助を受けている高等教育機関は、5 % を下回らない数を基準値以上の障害者<sup>(4)</sup>に留保しなければならないこと、基準値以上の障害者に対しては高等教育機関への入学上限年齢期限を 5 年緩和することが規定されている（浅野, 2018）。また、同法第 34 条「留保」では、(1) すべての関連する政府は、すべての政府機関における空席の職員総数のうち 4 パーセントを下回らない数を、基準値以上の障害者に留保しなければならないと規定されている<sup>(5)</sup>。

障害のある女性への留保としては、第 37 条（特別計画及び発展事業）において、関連する政府及び地方機関は通知により、(a) 基準値以上の障害がある女性に適切な優先権を与えつつ、農地及び住居に関わる計画及び開発事業における、割当ての 5 パーセント分の留保、および (b) 基準値以上の障害がある女性に適切な優先権を与えつつ、貧困対策及びその他の開発に関わる計画における、割当ての 5 パーセント分の留保が規定されている（浅野, 2018）。

#### (2) 障害者の現状と政策課題

##### (a) 両国の障害者権利条約実施状況の審理内容の概要

国連障害者権利委員会は、障害者権利条

約を批准した各国における履行状況と諸制度の方向性等について各国政府からの報告に対する建設的対話（審査）を行い、総括所見（勧告）を公表している。国連障害者権利委員会から両国に対して出された総括所見を比較検討することで、両国の障害者のおかれた状況を比較するに資する検討材料が得られると考えた。そこで、日印両国による第1回政府報告に対する国連障害者権利委員会による総括所見において、女性障害者の教育や高等教育や就業がどのように言及されているかについて比較検討する。第1回政府報告に関する総括所見は、インドに対しては2019年10月に、日本に対しては2022年10月に出されている（Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 2022; 2019）。

第5条から第30条までの個別の権利において障害のある女性に関する言及があるのは、第5条「平等及び無差別」（日本・インド）、第6条「障害のある女性」（日本・インド）、第13条「司法手続きの利用の機会」（インドのみ）、第15条「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由」（インドのみ）、第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」（日本・インド）、第24条「教育」（日本・インド）、第27条「労働及び雇用」（日本・インド）、第29条「政治的及び公的活動への参加」（日本のみ）であった。なお、障害のある女性は、障害者権利条約では障害のある女性と少女（women and girls with disabilities）とされているが、本研究では障害のある女性と表記する。

#### (b) 国連障害者権利委員会による両国への総括所見

両国の国連障害者権利委員会への総括所見において本研究のテーマと関係が深いと

思われる、第6条、第24条、第27条について取り上げ、表1に整理した。日本に対する総括所見は、外務省仮訳を参考に要約した。

#### (c) 両国への総括所見の比較検討からみた制度・政策の課題

表1をもとに、障害者権利条約を批准した両国における履行状況と、制度の方向性等に対する、国連障害者権利委員会による総括所見を比較検討する。

第6条「障害のある女性」では、日本に対しては、複合的・交差的な差別防止の措置、措置の設計における女性障害者の参加が勧告される一方、インドに対しては知的障害や精神障害、地方在住の女性が差別に直面するリスクについて懸念が示され、国と州の行動計画策定が勧告されている。このことは、インドの女性障害者が教育や労働の場面で男性障害者に比べて過酷な状況におかれていることを示している（浅野, 2017）。また、障害女性団体の計画策定への参加については、インドに対しては言及されているものの、日本に対しての言及は見られない。このことは、障害女性団体が一定の影響力をもつインドに対して、影響力を持ち得ていない日本の実態を反映していると考えられる。

第24条「教育」では、インドに対してのみ「障害のある女性の識字率の低さ」に言及されており、インドで障害のある女性が教育の場で直面するきびしい状況を反映していると考えられる。

最後に、第27条「労働及び雇用」では、日本に対しては雇用を奨励し確保するための積極的差別是正措置及び奨励措置、あわせて効果的な監視の仕組みが提言されたのに対して、インドに対してはより具体的な事項にまで踏み込み、職場における障害の

表 1 国連障害者権利委員会からの両国への総括所見 (第 6 条、第 24 条、第 27 条)

条項	国	懸念事項	勧告
第 6 条 … 障害のある女性	日本	(a) 法政策における女性障害者の権利を促進するための十分な措置の欠如 (b) 女性障害者のエンパワメントに向けた具体的措置の欠如	(a) 女性障害者に対する複合的・交差的な差別防止のための措置の採用、障害に関する法政策へのジェンダー視点の主流化 (b) 女性障害者の人権と基本的自由が等しく保護されることの確保、女性障害者のエンパワメントに向けた具体的措置の設計・実施における女性障害者の参加
	インド	(a) 特に知的障害や精神障害がある女性、農村地域に居住する女性に対する複合的・交差的差別やスティグマの付与、この問題への認識の欠如、一般的政策及び障害者政策における女性障害者への言及の欠如 (b) ジェンダー平等の政策や予算配置の欠如、女性障害者の生活の全ての局面における人権とサービスの平等な享受に向けたジェンダー統計の欠如 (c) 政策策定過程における女性の参加と関与の欠如	(a) 女性障害者に対する複合的・交差的な差別をなくすための対応策の強化 (b) 生活のすべての局面において女性障害者の平等と包摂を促進する国・州による行動計画の策定、政策策定への女性障害者団体の参加、国の女性政策における障害の主流化、当該問題への認知を高めスティグマ付与等の差別根絶に向けた効果的政策 (c) 障害の種類、農村・都市居住、民族的アイデンティティ、社会的経済的背景の違い等にかかわらず、すべての女性障害者の権利を守る国・州のジェンダー関連政策と予算配置、ジェンダー・年齢・民族・言語・宗教といった社会的背景で区分した統計の実施、政策やサービス提供に活用 (d) 女性児童開発省、国家女性委員会、各州女性委員会による政策を含め、すべての段階での政策策定過程への女性障害者の効果的な参加
教育 第 24 条 …	日本	・女性への言及なし	・女性への言及なし
	インド	(a) 知的障害者および障害のある女性の識字率の低さ	・女性への言及なし
第 27 条 … 労働及び雇用	日本	・女性への言及なし	(c) 知的障害者、精神障害者、女性障害者の、公的及び民間部門における雇用促進に向けた、積極的差別是正措置及び奨励措置の強化、効果的な監視の仕組み
	インド	(a) 雇用されている障害者が 37% であるなか、女性障害者においては 1.8% と特に低い点 (b) 女性障害者に対する職場でのセクシュアル・ハラスメント事案の報告、予防、被害女性の保護に関する対策の欠如	(b) 利用しやすい公共情報の周知や被害者の救済策の提供を含めた、障害のある女性に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメント、搾取、虐待の根絶

ある女性に対するセクシュアル・ハラスメント等への対策強化について言及されている。一方、日本に関しては、労働の場にお

ける障害のある女性のおかれた現状が十分明らかにされていないことを反映していると考えられる。

本研究で分析対象とする高等教育については、第24条「教育」で日本に対してのみ、障害学生に関する国の包括的政策の必要性が言及されている。インドに対しては高等教育に関する言及はない。ただし、インド政府の国連障害者権利委員会への報告書（Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 2017）では高等教育について記されており、2016年障害者の権利法に記載された3%以上の公的補助を受ける高等教育機関における障害学生留保枠やその他各種奨学金、大学審議委員会（University Grants Commission）による「特別なニーズのある人のための高等教育（Higher Education for Persons with Special Needs）」といった包括的な施策について報告されている。

障害者権利委員会から両国への懸念と勧告からは、障害のある女性への差別に対する視点が全体的に後景化している日本と、職場や移動時のセクシュアル・ハラスメント等が重大な問題として認知され障害のある女性のニーズが前景化しているインドの違いが浮き彫りになるとともに、それぞれにおける課題が浮かび上がった。

#### 4. 障害学生に関する両国政府による調査実施とジェンダー統計

ここでは、高等教育機関で学ぶ障害学生に関する両国政府による調査の実態を、ジェンダー統計の観点から比較検討したい。

##### (1) 日本

###### (a) 日本学生支援機構による調査結果

高等教育機関で学ぶ障害学生の実態については、独立行政法人日本学生支援機構が毎年公表する高等教育機関における学生の

修学支援に関する実態調査の結果が報告されている。この調査の対象となるのは、大学、短期大学、高等専門学校に限定されている。2024年には悉皆調査で1,169校から回答があり回収率は100%であった（日本学生支援機構, 2025）。

障害は、①身体障害、②発達障害・知的障害・精神障害、③重複障害・その他、の3つに分けられ、さらに①が11種に、②が13種に、③が3種に区分されている。調査結果は、基本的に学校種、専攻別、学生の支援ニーズ、進路状況を横軸に、各障害種別を縦軸に分類したデータが提示されており、それ以外の属性、たとえば年齢、性別、外国ルーツの有無等による分類は行われていない。

##### (b) 小括

日本学生支援機構による調査は、障害のある学生の社会的経済的背景に一切目を向けることなく、障害の種類にのみ目を向けており、いわば障害の医学モデルに立脚した調査であると考えられる。これにより、日本における女子障害学生に関する公的データの不在という事態がもたらされ、結果として女子障害学生のニーズの不可視化という深刻な現状につながっていると考えられる。

##### (2) インド

###### (a) 全インド高等教育調査（AISHE）

AISHEは、全国レベルで高等教育機関の地理的分布や規模、設備等の全体的状況の情報を一括して集約する調査と、その結果のデータベース化をねらっており、高等教育の全体像や州・県単位の現状のみならず、一つ一つの高等教育機関の歴史や状況の把握を可能にした（佐々木, 2024）。

(b) AISHE に見る全学生および障害学生における女子学生数の推移

AISHE 開始の 2011-12 年度から入手できる最新の 2021-22 年度までの年次報告をもとに、高等教育機関の学生総数（実線）、女子学生数内訳（点線）、男子障害学生数（薄灰色）、女子障害学生数（濃灰色）で示したのが図 1 である。結果を女子学生の占める割合で見ると、学生総数に対する女子学生の割合は 2011-12 年に 44.5%であったのに対し、2021-22 年には 47.8%まで増加している。一方、障害学生総数は 2011-12 年に 65,552 人であったのに対して 2021-22 年には 88,748 人と増加しているが、女子障害学生の割合は、2011-12 年に 43.3%であったのに対し、2021-22 年に 42.1%とほぼ変わらないままきている。

(c) AISHE における障害学生に関するジェンダー統計

AISHE の統計には、どの調査項目に関

しても指定カースト (Scheduled Castes: SC)、指定部族 (Scheduled Tribes: ST)、その他の後進階級 (Other Backward Classes: OBC) といったインド憲法に記された特定の社会集団<sup>(6)</sup>の割合の他、女性の人数および割合が区分としてつけられている。2021-22 年からは、州・連邦直轄領別障害学生人数の男女別データが追加されている。

社会集団別に障害学生数を割り出したデータは、2020-21 年まで毎年提示されていた。表 2 は 2020-21 年報告書に提示されていたデータである。表 2 より、男子障害学生の 57%、女子障害学生の 65%が一般カテゴリー (SC、ST、OBC 以外) に属していることがわかる。同報告では SC の学生は全体の 14.2%、ST は 5.8%、OBC は 35.8%を占めていた。障害学生では SC の学生が全体の 8.3%、ST が 3.2%、OBC が 29.0%であった。このことから障害学生の場合、特定の社会集団の学生の割合が全体

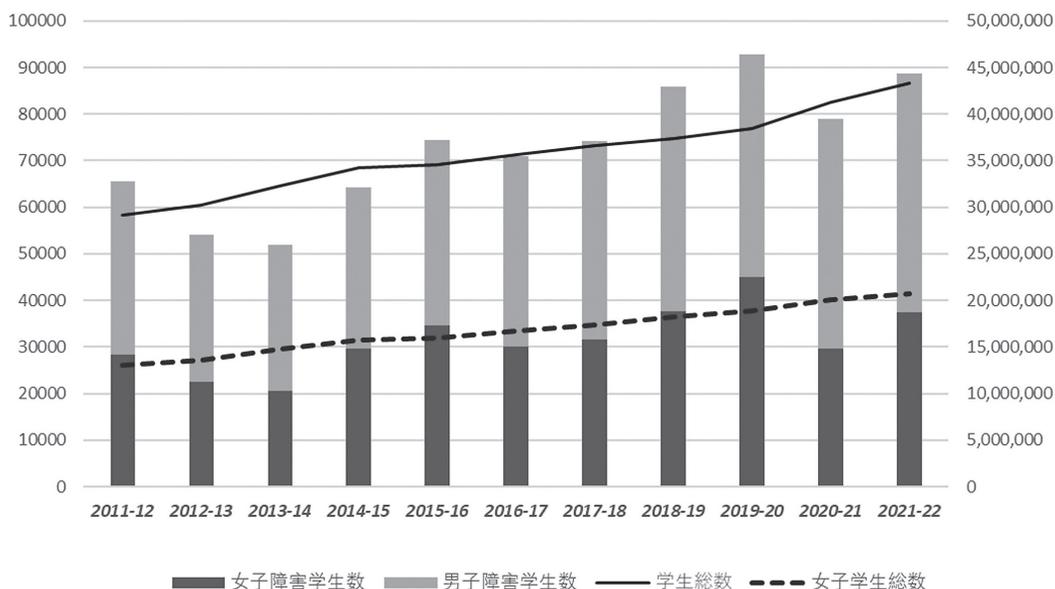


図 1 高等教育機関の学生総数と障害学生における女子学生数の推移 (人)

Department of Higher Education (各年度) をもとに筆者ら作成

表 2 社会集団別障害学生の分布 (2020-21)

カテゴリー	障害学生の中で占める割合 (%)			男性 100 に対する女性の割合
	全体	男性	女性	
指定カースト	8.3	8.2	8.3	61
指定部族	3.2	3.0	3.3	66
その他の後進階級	29.0	32.3	23.6	44
一般	59.5	56.5	64.7	69
全体	100.0	100.0	99.9	60

(注) Department of Higher Education (n.d.) をもとに筆者ら作成

的に低いことは明らかである。さらにこれを女子障害学生に限ってみると、SC、STについては男子障害学生と同様の割合を占めているが、OBCでは23.6%と男子障害学生よりもその割合が顕著に低いことが示された。

#### (d) 小括

AISHEにおける調査結果から、過去10年間の高等教育機関で学ぶ女子学生の割合が増加傾向であるにもかかわらず、女子障害学生の割合は増加していないことから、女子障害学生の高等教育就学に対する障壁が示唆されたといえよう。また、AISHEのデータはジェンダーを特定社会集団と交差させて検討することが可能なものとなっており、さまざまな分析、検討を実施することが課題解決に向けた政策策定、実施の出発点になると思われる。

## 5. 両国の女性障害者の高等教育での学修と就業

### (1) 質問紙調査の概要—対象者と質問項目

本研究チームは、日印両国の女性障害者の高等教育での学修および就業への移行の実態を明らかにし、両国の比較を通して課

題を検討するためにGoogleフォームを用いた質問紙調査を行った。

対象者は、近年の教育・労働制度や労働環境の変化（例：障害者雇用促進法の改正や合理的配慮の考え方の導入、働き方改革、ワークライフバランス等の施策も含め）を踏まえ、これらの影響を特に受けている年代の女性に限定した。そのため、「1990年以降に生まれ、高等教育機関を卒業（修了）した女性障害者」を対象とした。また、「現在または過去に就労経験のある障害のある女性（現在休業中の者も含む）」を対象とした。障害種については高等教育機関入学時点で障害者手帳を取得している者が多いという理由で身体障害に絞ることとし、「視覚障害、聴覚障害、肢体不自由およびこれらを主たる障害とする重複障害のある女性」を対象とした。

質問項目は日本語で作成し、英語に翻訳した。2025年2月にインド、タミル・ナドゥ州で3人の高等教育を修了した女性を対象に予備調査を行った。対象者の内訳は、聴覚障害のある女性2人（手話通訳者による通訳）と視覚障害のある女性1人であった。前者には高等教育機関で、後者には障害者NGOで実際に回答してもらい、その意見を受けて質問内容に修正を施した。その後、日本で障害のある女性1人に質問項

目に関する最終的な点検を受けた。

インド版質問紙は、インドの公用語の 1 つであり回答者が高等教育機関で教授言語としていることが多いという理由で、英語で作成した。なお、インド版質問紙ではインドの実情にあわせて、日本版と異なる質問を行った。それらは以下の 4 項目である。  
①地域名：出身地域・高等教育機関の所在地・居住地、②障害種別：2016 年障害

者の権利法の分類、③障害程度：2016 年障害者の権利法の基準、③カースト：SC、ST、OBC、一般カテゴリー、④高等教育機関入学経緯：障害者留保枠による入学・通常入学。

質問項目（日本語版）を表 3 に示す。質問紙調査は、2025 年 6 月から 8 月に両国で実施した。

表 3 質問項目（日本語版）

No.	質問項目	回答方法
回答者の基礎事項		
1	出身地域	選択
2	高等教育機関の所在する都道府県	記述
3	現在居住する都道府県	記述
4	年代	選択
5	障害の種類	選択
6	障害の程度（手帳）	選択
在学した高等教育機関について		
1	種類	選択
2	通学年数	選択
3	専門分野	選択
4	在籍学生の性別（共学・女子のみ）	選択
5	在籍学生と障害の関係（一般対象・障害学生のみ対象）	選択
6	学生数	選択
7	管轄機関	選択
仕事について		
1	就労状況	選択
2	雇用形態	選択
3	2で「自営業」と回答した場合の仕事内容	記述
4	2で「被雇用」と回答した場合の雇用期間	選択
5	仕事の分野	選択
高等教育機関で受けた支援		
1	障害に関する合理的配慮の提供を受けた経験	選択
2	合理的配慮を受けた場合の満足度	選択
3	2の理由	記述
4	高等教育機関入学時、障害に加え女性であることで制約を感じたか	選択
5	4で「はい」と答えた場合、その内容	選択

6	障害学生として高等教育機関在学中「あればよかった」支援	記述
7	女性である障害学生として高等教育機関在学中「あればよかった」支援	記述
就業移行に関する支援		
1	高等教育機関での、卒業（修了）後の就職等への移行に関する支援の有無	選択
2	1に「はい」と回答した場合、その内容	選択
3	2で「障害に配慮した支援」と回答した場合の内容	記述
4	2で「女性障害者に配慮した支援」と回答した場合の内容	記述
5	1に「はい」と回答した場合、その満足度	選択
6	5の回答の理由	記述
7	卒業後の就職等に際して、障害があり女性であることが障壁になったと感じたことはあったか。	選択
8	7で「はい」と回答した場合、どのようなときにそう感じたか。	記述
9	障害学生として在学中「あればよかった」と考える卒業後の就職等への支援	記述
10	女性である障害学生として在学中「あればよかった」と考える卒業後の就職等への支援	記述
仕事への満足度		
1	現在の仕事への満足度	選択
2	1の回答の理由	記述
3	女性障害者としては、はたらく上で「あるとよい」と考える支援	記述
本調査への意見		
1	書き足りない事柄を記入	記述
2	本調査へのコメント・質問	記述

回答者の募集は、日本ではジェンダー学および障害女性に関するメーリングリスト、さらに個人的つながりを用いて回答者確保に向けた協力を依頼した。インドでは、タミル・ナードゥ州およびカルナータカ州で若年障害女性とつながりのある知人に対して第1著者が調査への協力を依頼し、デリー首都圏では障害者職業訓練を実施するNGOに対して第3著者が依頼した。

質問紙調査の実施にあたっては、日本では、Google フォームの使用が困難であると連絡のあった視覚障害のある女性1人以外、全員が同フォームを用いて回答した。インドでは予備調査で、①英語の読み書きが堪能とはいえない者、② Google フォームの使用に慣れていない者、が一定数いる

ことが判明した。そのため、手話通訳者による通訳、調査に協力するNGOによる紙媒体での代理筆記等の合理的配慮を必要に応じて提供した。

また補足的に、進学・在学、卒業後の各段階の支援と障壁について実態把握をするために、インタビュー調査を実施した。同調査は、2025年7～8月に日本では3人、インドでは2人の、ともに首都圏に在住する女性障害者を対象に、日本では第2著者が日本語で、インドでは第3著者がヒンディー語で半構造化面接により実施した。参加者には、調査実施前に、本調査の目的、協力の任意性、プライバシーの保護等について説明し、同意書へのサインを得た。

なお本調査では、研究対象として女性を

自認するトランスジェンダー女性を排除していないが、LGBTQ+ と障害の交差する学生に特段の焦点をあてた分析は行っていない。

質問紙調査及び補足的に実施するインタビュー調査の実施にあたっては、尚綱大学・尚綱大学短期大学部生命倫理審査部会の承認を受けた (2024 生倫 21)。

## (2) 質問紙調査の結果と考察

### (a) 日本

#### (i) 回答者の概要

16 人の女性障害者から回答があった。そのうち 15 人 (93.8%) はオンラインで、1 人 (6.3%) は紙媒体による回答であった。回答者の出身地は東北から九州までの幅広い地域に分散していたが、そのなかでは関東出身者が 9 人 (56.3%) と突出していた。回答者の在籍した高等教育機関の所在地は、東京都 4 人 (25.0%)、茨城県 2 人 (12.5%) の他は幅広い地域の各県に 1 人ずつであった。また 1 人は国内および海外で学んでいた。回答者の調査時点での居住地は 10 都道府県に分布しており、東京都が 7 人 (43.8%) の他は、各県 1 人ずつであった。回答者の年齢は 20 代前半が 3 人 (18.8%)、20 代後半が 6 人 (37.5%)、30 代前半が 7 人 (43.8%) であった。回答者の障害種別は、視覚障害が 2 人 (12.5%)、聴覚障害が 9 人 (56.3%)、肢体不自由が 4 人 (25.0%)、内部障害が 1 人 (6.3%) であり、障害者手帳の等級は 1 級から 5 級まで分布していたが、2 級が 11 人 (68.8%) と突出して多かった。

回答者が在籍した高等教育機関は、大学が 12 人 (75.0%)、大学院が 3 人 (18.8%)、専門学校が 1 人 (6.3%) で、国公立が 6 人 (37.5%)、私立が 10 人 (62.5%) であった。また、男女共学が 15 人 (93.8%) で、

女子大学は皆無であり、この設問に対する無回答が 1 人であった。障害者のみを対象とする高等教育機関に在籍した者は 2 人 (12.5%) で、それ以外の 14 人 (87.5%) は一般の高等教育機関に在籍していた。高等教育機関で専攻した分野は、社会科学系が 9 人 (56.3%)、人文科学系が 4 人 (25.0%)、それ以外が 3 人 (18.8%) であった。

回答者のうち回答時点で就労中の者は 12 人 (75.0%) であり、それ以外は就労経験があるが調査時点で就労していない者であった。現在および過去の就労の形態に関しては、被雇用者が 15 人 (93.8%)、自営業者が 1 人 (6.3%) であった。被雇用者のうち終身雇用の者が 10 人 (62.5%)、期限付き雇用の者が 5 人 (31.3%) であった。自営業の職務内容は、「手話エンターテイナー・役者・手話教師等」であった。仕事の分野は、多い順に、「教育・学習支援業」が 4 人 (25.0%)、「分類不能の産業」が 3 人 (18.8%) であり、「建設業」、「金融業・保険業」、「医療・福祉」がそれぞれ 2 人ずつであった。

#### (ii) 高等教育機関で受けた支援

回答者 16 人のうち高等教育機関在学中に合理的配慮を受けたと答えた者は 12 人 (75.0%) であり、受けていないと答えた者は 4 人 (25.0%) であった。合理的配慮を受けた者のうち、その支援への満足度は「非常に満足」から「不満である」まで散らばっていた。高等教育機関への入学にあたって、「障害があるだけでなく女性であることで制約や困難を感じた」と答えた者は皆無であった。

障害学生として高等教育機関在学中に「あればよかった」と考える支援については 12 人 (75.0%) から回答があり、その

内容は、「エレベーターの設置」といった環境面、「手話通訳士による通訳」といった情報保障、「合理的配慮のスペシャリストのいる相談窓口」、「障害学生同士のピアな関係の仲間づくり」等であった。一方、女性である障害学生として高等教育機関在学中に「あればよかった」と考える支援については2人(12.5%)から回答があり、その内容として、「相談しやすい女性教員」、「見えない女性差別と障害者差別のためダブルマイノリティであることに関する啓発や講義」の2点があげられた。

高等教育機関在学中の職業への移行に関する支援について、在学中に受けたと答えた者は4人(25.0%)であり、受けていないと答えた者は12人(75.0%)であった。受けたと答えた4人のうち「障害に配慮した支援を受けた」と回答した3人からは、その内容として「障害者枠を設ける企業の紹介」、「就職指導課の担当者に個別に相談できるように配慮」、「就活セミナーにノートテイクを伴って参加」、「障害学生向け就職セミナーの情報提供」があげられた。一方、障害への配慮に加えて女性障害者に配慮した支援を受けたと回答した者は皆無であった。

さらに、回答者のなかで「障害に加えて女性であることが職業への移行にあたって障壁になった」と考える者は皆無であった。

障害学生として高等教育機関に在学中「あればよかった」と考える職業への移行に関する支援については8人(50.0%)から回答があり、「障害者向けの情報の量的拡大」、「障害者が身につけやすい衣服等の販売店の情報」、「(障害者の)ロールモデルとの交流」等があげられた。女性である障害学生として高等教育機関に在学中「あればよかった」と考える職業への移行に関する支援については1人(6.3%)から回

答があり、「化粧の方法に関する講座」があげられた。

### (iii) 仕事への満足度

仕事への満足度は、「やや満足している」、「どちらともいえない」がそれぞれ6人(37.5%)ずつで、それ以外は多い順に「非常に満足している」が3人(18.8%)、「やや不満である」が1人(6.3%)であった。また、女性障害者として、はたらく上で「あるとよい」と考える支援については3人(18.8%)から回答があり、「障害者および家族用相談窓口」、「男性優位な場面でどのように行動すべきかについての助言」、「服装規定がないこと」、「(障害者であっても男性が多い職場で)『女性障害者のロールモデル』」の4点があげられた。

### (iv) 小括

日本でのGoogleフォームでの調査では十分な数の協力者の回答を集めることができたとはいえない。しかしながら、高等教育を受けた広範な女性障害者の実態の一端を把握することができたと考える。個人的な呼びかけが聴覚障害者に重点的に行われたこともあり、聴覚障害のある女性からの回答が多くなった。

本調査に回答した高等教育を修了した日本の女性障害者の特徴としては、高等教育機関への入学、また教育から職業への移行にあたって女性であることの制約があったとは認識していないことがあげられる。女性であることの不利について女子障害学生自身にとっても不可視のものとなっていることと考えられる。ただし、在学中に「あったらよかった」女子障害学生への配慮については具体的な支援内容について2人から言及されたことから、社会に出たあとで障害のある女性に対する配慮の必要性を感じ

るようになる者がいることが示唆された。本調査へのコメントとして回答者 1 人から「『障害者×女性』の困難の例にどういったものがあるか、興味を持った」という記述が得られたことから、女性であることによる困難についての情報が乏しい状況におかれていると思われた。

## (b) インド

### (i) 回答者の概要

44 人の女性障害者から回答があった。そのうち 13 人 (29.5%) はオンラインで、31 人 (70.5%) は紙媒体による回答であった。回答者の出身地は北部が 31 人 (70.5%)、南部が 6 人 (13.6%)、それ以外は中央部 2 人 (4.5%)、東部 5 人 (11.4%) であり、北部が突出して多かった。回答者の在籍した高等教育機関の所在州は、デリー首都圏が 34 人 (77.3%)、タミル・ナードゥ州が 5 人 (11.4%)、カルナータカ州が 3 人 (6.8%)、それ以外に西ベンガル州が 1 人 (2.3%)、ジャールカンド州が 1 人 (2.3%) であり、調査時点での回答者の居住地とほぼ同様であった。回答者の年齢は 20 代前半が 4 人 (9.1%)、20 代後半が 10 人 (22.7%)、30 代前半が 29 人 (65.9%)、この説明に対する無回答が 1 人 (2.3%) であった。2016 年障害者の権利法の分類による障害種別は、全盲が 15 人 (34.1%)、弱視が 19 人 (43.2%)、聴覚障害が 9 人 (20.5%)、弱視と聴覚障害 (本人記入) が 1 人 (2.3%) であった。障害等級は、障害の程度が重度から軽度の順で、100% (重度) が 19 人 (43.2%)、80% 以上が 4 人 (9.1%)、60% 以上が 8 人 (18.2%)、40% 以上が 13 人 (29.5%) であった。回答者の所属する社会集団は、SC が 16 人 (36.4%)、ST が 4 人 (9.1%)、OBC が 10 人 (22.7%)、一般カテゴリーが 14

人 (31.8%) であった。

回答者が在籍した高等教育機関は大学が 37 人 (84.1%)、大学院が 6 人 (13.6%)、その他が 1 人 (2.3%) で、運営母体は国公 (州) 立が 37 人 (84.1%)、私立が 6 人 (13.6%) であった。また、男女共学が 15 人 (34.1%)、女子大学が 28 人 (63.6%)、無回答が 1 人 (2.3%) であった。また、障害者のみを対象とする高等教育機関に在籍した者は 4 人 (9.1%)、一般の高等教育機関が 40 人 (90.9%) であった。高等教育機関で専攻した分野は、文系 (Arts) が 41 人 (93.2%)、理系 (Science) が 2 人 (4.5%)、無回答が 1 人 (2.3%) であった。最後に、障害者留保枠で入学した者が 39 人 (88.6%)、通常の方法で入学した者が 5 人 (11.4%) であった。

回答者のうち回答時点で就労中の者は 35 人 (79.5%) であり、8 人 (18.2%) は就労経験のある者であり、1 人 (2.3%) は無回答であった。現在および過去の就労に関しては、被雇用者が 41 人 (93.2%) で自営業者は 2 人 (4.5%) であった。被雇用者のうち終身雇用の者が 11 人 (25.0%)、期限付き雇用の者 (temporary, on contact) が 31 人 (70.5%) であった。自営業の職務内容は、「個人教師」、「美術関係」等であった。仕事の分野は、多い順に、「情報通信業」が 16 人 (36.4%)、「教育・学習支援業」が 7 人 (15.9%)、「製造業」が 6 人 (13.6%) 等であった。

### (ii) 高等教育機関で受けた支援

回答者 44 人のうち高等教育機関在学中に合理的配慮を受けたと答えた者は 34 人 (77.3%) であり、受けていないと答えた者は 10 人 (22.7%) であった。合理的配慮を受けた者のうち、その支援への満足度は「非常に満足」が 21 人 (47.7%) ともっ

とも多く、「少し満足」が10人(22.7%)、「どちらでもない」が1人(2.3%)、「少し不満」が2人(4.5%)であった。高等教育機関への入学にあたって、「障害があるだけでなく女性であることで制約や困難を感じた」と答えた者は6人(13.6%)であり、そのように感じていない、と答えた者は38人(86.4%)であった。

障害学生として高等教育機関在学中に「あればよかった」と考える支援について9人(20.5%)から回答がありその内容は、「(手話)通訳者」、「ピアグループ」、「卒業後の障害者用職業訓練コースの情報」、「障害者向けの職業に直結するコース」であった。一方、女性である障害学生として高等教育機関在学中に「あればよかった」と考える支援について8人(18.2%)から回答がありその内容として、「女子障害学生の数の増加」、「女子障害学生の安全なスペースとサポートグループ」、「女子障害学生のクラス旅行参加を可能にすること」、「女性のメンター」、「女子障害学生向けのコースの情報」等があげられた。

高等教育機関在学中の職業への移行に関する支援について、在学中に受けたと答えた者は31人(70.5%)、受けていないと答えた者は13人(29.5%)であった。そのうち障害に配慮した支援を受けたと回答した23人(52.3%)からは、「手話通訳」、「電子メールの書き方」、「英作文」、「キャリアカウンセリング」があげられた。一方、障害への配慮に加えて女性障害者に配慮した支援を受けたと回答した17人(38.6%)からは、その内容として「ロールモデル」、「インターンシップ」、「女性障害者向けキャリアカウンセリング」、「ネットワークづくり」があげられた。

「障害に加えて女性であることが職業への移行にあたって障壁になった」と考える

者は35人(79.5%)、そうとは考えない者は9人(20.5%)であった。「障害に加えて女性であることが職業への移行にあたって障壁になった」と考える理由として35人(79.5%)から回答が得られ、「仕事が見つからない」、「バス移動」、「社会のなかで女性は依存的な存在だと見なされる」、「障害のある女性の安全確保が大変」等があげられた。

障害学生として高等教育機関に在学中「あればよかった」と考える職業への移行に関する支援については37人(84.1%)から回答が得られ、「奨学金」、「職業選択への助言」、「職場でサポートを得る方法に関する情報」、「職業に直結したコース」等があげられた。女性である障害学生として高等教育機関に在学中「あればよかった」と考える職業への移行に関する支援についても37人(84.1%)から回答が得られ、「奨学金」、「女性にフォーカスした職業移行支援(女性の職業人のメンター、インクルーシブな職場の雇用者とのネットワーク、安全でアクセシブルな職場を探すこと)」等があげられた。

### (iii) 仕事への満足度

仕事への満足度は、「非常に満足している」が27人(61.4%)、「やや満足している」が14人(31.8%)、「どちらともいえない」が1人(2.3%)、「やや不満である」が1人(2.3%)であった(無回答1人)。また、女性障害者としてはたらく上で「あるとよい」と考える支援については11人(25.0%)から回答が得られ、「メンタープログラム(2人)」、「よりよい奨学金」、「適切な配置」、「より適正な料金でもっと(手話)通訳者がほしい」、「介助者」、「労働時間のフレックスタイム制」、「アクセシブルなオフィス環境」、「職場の明確な反差別ポリシー」、

「キャリア構築への機会」、「(障害だけを見ない) 友好的な同僚」、「女性団体」があげられた。

#### (iv) 小括

インドでは、回答者への手話通訳や代理筆記等の積極的な回答支援を行ったことにより、協力者の人数を増やすことができた。ただし、英語の理解能力の不足から、設問とは異なる内容を答えている例も見られた。しかしながら本調査の結果から、首都圏の回答者に偏ってはいるものの、高等教育を受けた広範な女性障害者の実態の一端を把握できたと考える。対象者は、障害種では視覚障害が 8 割弱と多くなった<sup>(7)</sup>。また女子大学に在籍していた者が 6 割であり、障害者留保制度により高等教育機関に入学した者が大多数であるところがインドの回答者の特徴といえる。

本調査に回答した高等教育を終了したインドの女性障害者の特徴としては、高等教育機関への入学にあたって女性であることによる制約を感じたと答えた者が 1 割強とはいえ存在し、また教育から職業への移行にあたって女性であることの制約があったと認識している者が 8 割と多数を占め、その内容として交通移動の問題等、女性障害者であることによる制約が具体的に認識されていることがあげられる。在学中に「ロールモデル」「キャリアカウンセリング」等女性障害者に配慮した支援を受けたと 4 割弱の者が応え、さらに在学中に「あったらよかった」女子障害学生への配慮については「女性にフォーカスした移行支援」があげられたことから、女子障害学生自身が女性障害者の直面する問題への認識を深めるための社会資源が入手できる状態にあることが示唆された。

#### (3) まとめ：日印比較

日印 2 か国での質問紙調査の結果は、単純に統計的に比較することできない。それぞれの国での実施方法に違いがあること、またインドの回答者が回答に用いた言語を流暢に使いこなしていない場合があり、自身の考えを十分に記述することに制約のある者もいたことが回答から読み取れたためである。

両国の結果には共通点と多くの相違点が見られた。共通点は、①両国の 3/4 の回答者が在学中に合理的配慮を受けたと回答していることである。両国において高等教育機関における障害学生への合理的配慮の提供が進みつつあることが確認された。

相違点のうち 1 点目は彼女らが学んだ高等教育機関の性格についてである。すなわち、女子大学に在籍者が日本では皆無であるのに対して、インドでは 6 割を占めていたという点である。2021-22 年に、インドで女子のみを対象とするのは大学では 17 校で全体の 1.5%、カレッジでは 4470 校で全体の 10.4% を占めていた (Department of Higher Education, n. d.)。このことから、女子障害学生の場合、安全性が確保しやすい女子大学に進学する傾向があることが示唆されたが、この点については今後さらに検討が必要である。

相違点の 2 点目として、両国の障害のある女性が、障害者であり女性である自身の制約をどう認識しているかという点において、明らかに差が見られたことである。すなわち、日本の回答者にとっては、女性であることで直面する問題が不可視のものになっている一方、インドの回答者においては、その困難性が障害女性自身によく認識されていることが明らかになった。この背景には、日本の回答者においては皆無であったが、インドの回答者からは、障害へ

の配慮に加えて女性障害者に配慮した支援を高等教育機関で受けたという認識が約4割の者にあり、これについて何らかの説明文や情報を在学中に受けている可能性があると考えられる。また障害があり女性であることから派生する複合的困難について、障害女性の単独での安全な通勤通学の確保が容易ではないという現状にふれる経験を通して、その困難を自ら痛感している側面もあるだろう。

関連して、インタビュー調査では職場での女性障害者としての経験について質問した。その結果日本では「生理時の困りごと」といった比較的個人のレベルでの経験についてあげられた。これに対して、インドでは「女性障害者は高等教育機関では優秀であるよう求められ、職場ではジェンダーバイアスとエイブルイムズ（非障害者優先主義）（森, 2017）に直面する」等、社会的視点からの記述が見られた。さらに、「障害者でありなおかつ自立を求める女性である者に対して社会がきびしい対応をしていく」という認識が示された。

またインタビュー調査では、対象者からの行政への提言について質問した。日本では、飲食店等におけるタッチパネル式の注文端末が障害者にとって障壁となる例をあげ、ユニバーサルデザインの促進という障害全般に関する提言が得られた。一方インドでは、政策や法律の完全実施、障害者への留保制度（指定カースト、指定部族に対するのと同様の優先枠）の厳密な実施、女性障害者に特化した政策策定といった提言が出された。

このように日印の女性障害者には、自身の立ち位置に関して個人の問題として見るか、社会の問題として見るかという点で認識の差が見られた。

## 6. おわりに

本研究ではまず、日本およびインドの高等教育及び障害者の高等教育の概況を述べ、女性障害者に関連する政策・施策の現状と課題を、国連障害者権利委員会による障害者権利条約の実施状況に関する各国に対する審理内容から検討し、女性障害者の権利保護のための政策が求められることを明らかにした。障害者権利委員会から両国に提示された総括所見の分析結果からは、両国における障害女性への差別に対する視点が社会的に浸透していない日本と、障害女性団体等の活動の成果もあって重大な問題として認知されているインドとの顕著な違いが示された。

続いて、両国の高等教育統計を障害とジェンダーの2つの視角から検討した。障害種で区分した統計は豊富に提供されているものの、ジェンダー統計が不在である日本に対して、特定の社会集団と並んで性別区分データがもれることなく提供されているインドの違いが明確になった。後者では、データのさまざまな分析が可能であり、政策策定、実施につながる可能性が開かれるいっぽう、前者では女子障害学生のかかえる問題について検討する手がかりさえなく、問題の不可視化につながっている。土屋（2024）は、日本では障害女性の複合的な差別の実態に関するデータが圧倒的に不足していると指摘するが、高等教育統計においてもデータの不在による課題は大きいことが示唆された。

さらに、本研究チームが実施した質問紙調査の結果から、両国の女性障害者の回答に異なる傾向が見られた。すなわち、インドでは、教育から職業への移行にあたって女性であることの制約があったと認識している者が多数であり、女性障害者に配慮し

た支援の必要性や支援の具体的な内容について回答する者が多数であった。一方、日本では、職業への移行にあたって女性であることの制約があったと認識している者が皆無であり、障害者であることによる困難については認識している、障害のある女性であることの困難については十分認識されていない傾向があった。

このような違いは、インドの場合、女性障害者への暴力の存在が了解事項となっているという社会的要因、女性障害者の安全を確保するため家から出さないといった文化的な要因も無視はできないだろう。加えて重要なことは、インドでは女子障害学生自身が自らの直面する問題を認識するための論議や論考、支援団体や支援に関する情報といった社会資源が蓄積され、これらを日本よりも豊富に入手できるのではないかという点である。一方、日本では、障害があることは可視化されていても、さらに女性であることによる複合的なジェンダー問題が社会で不可視化され、個人の問題としてとらえられ、数少ない障害女性団体<sup>(8)</sup>や研究グループ<sup>(9)</sup>が活動しながらも、多方面にわたる情報提供までは困難な状況にある。

日本の高等教育における女子障害学生に関するジェンダー統計の不在は、女子障害学生に必要な配慮に関する視点を不可視化させるだけでなく、女性障害者の生涯を通じた発達を支援するための政策形成や配慮の設計を困難にする。

障害に関係するジェンダー化された複雑な問題については、それらのほとんどがフェミニスト（女性学研究者・活動家）の論議の対象となっていないという問題も指摘されている（ハンズ, 2020）。女性であることによる複合的なジェンダー問題を共有する上で、小林(2021)によるろう女性学、

さらにはハンズ（2020）の述べるフェミニスト障害学あるいはジェンダー視点を重視した障害学の発展は、女子障害学生、さらには障害のある女性の問題の可視化に向けて不可欠な課題と言えるであろう。

本研究の成果を踏まえた、今後の政策策定への示唆・助言は以下の通りである。

- ・高等教育調査を含む教育調査を実施するときに、性別で区分された統計を必ず加えること。これにより、市担当者による適切な政策策定、市民団体による有効な政策提言が可能となり、女性障害者への政策の充実が期待される。
- ・女性障害者団体の活動を奨励するような、具体的支援策を策定すること。これにより、障害のある女性である市民が、障壁を認識し、ロールモデルを知り、自らの人生を主体的に設計していく助けとなる。

最後に付言すると、本研究は、一自治体のみでの政策課題ではなく、日本の障害者政策の改善に向けても重要な示唆を与えるものである。

## 謝辞

本研究は、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム「2024/25 年度 KFAW 客員研究員研究」により助成を得て実施した研究の一部である。研究遂行にあたり、アジア女性交流・研究フォーラムの皆様から、研究に関するご支援や貴重なご助言をいただいた。特に査読者の方からは丁寧なコメントをいただいたおかげで、論旨を明確に示すことができた。また、日印両国で多くの女性障害者に質問紙調査およびインタビュー調査にご協力いただいた。多くの方々彼女らへの連絡の労をとってくださった。また、質問紙調査の質問項目作成にあたっては、白井久美子氏（障害者欠格

条項をなくす会)にご助言いただいた。以上の方々はこの場を借りて深くお礼を申し上げます。

## 注

- (1) 2024年より支援を要する学生は以下の3つに区分される。①「障害学生」は障害者手帳を有する者または医師の診断・健康診断等により障害が明らかになった者、②「支援障害学生」は「障害学生」のうち大学が支援を提供する対象とする者、③「合理的配慮提供学生」は、「支援障害学生」からの申し出に基づき合理的配慮を提供する対象とする者、である。
- (2) 21の障害種は、全盲、弱視、ハンセン氏病治療者、ろう及び難聴、肢体不自由、小人症、知的障害、精神病、自閉スペクトラム症、脳性まひ、筋ジストロフィー、慢性神経疾患、時局性学習症、多発性硬化症、言語障害、サラセミア、血友病、鎌状赤血球症、盲ろうを含む重複障害、酸攻撃犠牲者、パーキンソン病。Press Information Bureau, Government of India Ministry of Social Justice & Empowerment 2016 <https://www.pib.gov.in/newsite/printrelease.aspx?relid=155592> (2025年9月10日アクセス)
- (3) UDIDとはインド政府社会正義エンパワメント省障害者エンパワメント局 (Department of Empowerment of Persons with Disabilities) が、オンラインで個々の障害者に発行する障害者証である。 <https://swavlambancard.gov.in/faqs> (2025年9月10日アクセス)
- (4) 基準値以上 (benchmark) の障害者とは、2016年障害者の権利法に規定された障害を、医療機関で診断を受け40%を下回らない程度に有する者を意味する (National Human Rights Commission, 2021)。
- (5) それぞれ1パーセントずつを、(a) 全盲及び弱視、(b) ろう及び難聴、(c) 脳性まひ、ハンセン氏病治療者、小人症、酸による暴行被害者及び

筋ジストロフィー患者を含む運動障害に該当する者に留保し、1パーセントを、(d) 自閉症、知的障害、特定の学習障害及び精神疾患、(e) 上記の(a)ないし(d)に掲げる障害の重複障害でそれぞれの障害のために明示されたポストの中での盲ろうの重複障害を含むものに留保しなければならない、と規定されている (浅野, 2018)。

- (6) SCはインド憲法第341条に基づき指定された諸カースト、STはインド憲法第342条に基づき指定された諸部族を指し、OBCは1993年に最高裁判所がOBCに対する公的雇用留保を合憲としたことを受けて実施に移された、いづれも行政用語である (押川, 2012)。
- (7) AISHEでは障害種別のデータは提示していないため障害種別の割合は不明であるが、インドの高等教育機関に視覚障害学生が多いのは筆者らの経験と一致する。
- (8) DPI女性障害者ネットワークは、特定非営利活動法人DPI日本会議の一部門として、画期的な複合差別実態報告書を発行している (DPI女性障害者ネットワーク, 2012)。
- (9) 土屋 (2022) は障害のある女性の「生きづらさ」や「差別」について、障害のある当事者の語りから可視化しようという試みである。

## 参考文献

- 浅野宣之 (2017) 「インドにおける女性障害者の現状」『アジア諸国の女性障害者と複合差別』アジア経済研究所、211-242。
- 浅野宣之 (2018) 「インド2016年障害者の権利法」『関西大学法學論集』67、1141-1187。
- 押川文子 (2016) 「インドの教育制度－国民国家の教育制度とその変容－」押川文子・南出和余 (編著) 『「学校化」に向かう南アジア：教育と社会変容』昭和堂、3-57。
- 押川文子 (2012) 「指定カースト」「指定部族」「後進諸階級」辛島昇ら (監) 『南アジアを知る事典』平凡社、345-347、347、270-271。

- 川島聡・東俊裕 (2008) 「障害者の権利条約の成立」  
長瀬修・東俊裕・川島聡 (編著) 『障害者の権利条約と日本』生活書院、11-34。
- 外務省 (2024) 障害者の権利に関する条約。https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 小林洋子 (2021) 『ろう女性学入門：誰一人取り残さないジェンダーインクルーシブな社会を目指して』生活書院。
- コリンズ・パトリシア・ヒル、ビルゲ・スルマ (2020) 小原理乃 (訳) 『インターセクショナルリティ』人文書院。
- 佐々木宏 (2024) 「インド高等教育の発展動向：高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education 2019-2020 の検討」『社会文化論集』18、77-93。
- 内閣府 (2019) インドにおける合理的配慮・環境整備と国連障害者権利委員会審査状況。令和元年度障害者差別の解消の推進に関する国内外の取組状況の実態調査。https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r01kokusai/h\_1\_01\_06\_02.html (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 土屋葉 (2023) (編) 『障害があり女性であること：生活史からみる生きづらさ』現代書館。
- ハンズ・アーシャ (2020) 古田弘子 (監訳) 『インドの女性と障害：女性学と障害学が支える変革に向けた展望』明石書店。
- 古田弘子 (2018) 「インドにおける障害のある女性とジェンダー：ハンズ (2015) を拠りどころにして」『熊本大学教育学部紀要』67、83-90。
- (2019) 「インドにおける障害のある女性と少女の教育：ジェンダーの観点から」『熊本大学教育実践研究』36、267-374。
- (2020) 「インドの高等教育と聴覚障害者—ろうカレッジに焦点をあてて—」『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』7、1-10。
- 古田弘子・金澤真実 (2019) 「インドの女性と障害、教育—2019 インド女性と障害会議(熊本&東京) 報告—」『熊本大学教育学部紀要』68、55-60。
- 森壮也 (2017) 「アカデミズムにおけるエイブルイズム (非障害者優先主義)」シンポジウムから」『IDE スクエア：海外研究員レポート』アジア経済研究所。https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Overseas/2017/ISQ201730\_005.html (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 文部科学省 (2024) 報道発表 令和 6 年度学校基本調査 (確定値)。  
https://www.mext.go.jp/content/20241213-mxt\_chousa01-000037551\_01.pdf (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 日本学生支援機構 (2019) 『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 分析報告 (対象年度：平成 17 年度 (2005 年度) ~平成 28 年度 (2016 年度)) 改訂版』  
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa\_kenkyu/chosa/\_/icsFiles/afieldfile/2019/03/19/analysis2016.pdf (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 日本学生支援機構 (2025) 『令和 6 年度 (2024 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』日本学生支援機構。  
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\_shogai\_syugaku/\_/icsFiles/afieldfile/2025/08/08/2024\_houkoku.pdf (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- 吉田仁美 (2024) 『障害者ジェンダー統計の可能性：実態の可視化と課題の実証的解明を目指して』法律文化社。
- 吉田仁美 (2024) 「障害者ジェンダー統計に求められる視点」『障害者ジェンダー統計の可能性：実態の可視化と課題の実証的解明を目指して』法律文化社。
- Chandramouli, C. (2011) Census of India 2011: Report on Disability. India Series 01. Office of the Registrar General & Census Commissioner, India Ministry of Home

- Affairs, Government of India.
- Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) Initial Report submitted by India under article 35 of the Convention, due in 2011. (CRPD/C/IND/1) <https://digitallibrary.un.org/record/1308048?v=pdf> (accessed September 10, 2025)
- Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2022) Concluding Observations on the Initial Report of Japan. Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/JPN/CO/1). United Nations. <https://digitallibrary.un.org/record/3996275?v=pdf> (accessed September 10, 2025)
- (2019) Concluding Observations on the Initial Report of India. Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/IND/CO/1). United Nations. <https://digitallibrary.un.org/record/3848327?v=pdf> (accessed September 10, 2025)
- Department of Higher Education (2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019) All India Survey on Higher Education 2011-12, 2012-13, 2013-14, 2014-15, 2015-16, 2016-17, 2017-18, 2018-19. Ministry of Human Resources Development. (accessed September 10, 2025)
- Department of Higher Education (2020) All India Survey on Higher Education 2019-20. Ministry of Education. <https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s392049debbe566ca5782a3045cf300a3c/uploads/2025/06/20250604434323531.pdf> (accessed September 10, 2025)
- Department of Higher Education (n.d.) All India Survey on Higher Education 2020-21. Ministry of Education. <https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s392049debbe566ca5782a3045cf300a3c/uplo>
- ads/2025/06/202506041612700081.pdf (accessed September 10, 2025)
- Department of Higher Education (n.d.) All India Survey on Higher Education 2021-22. Ministry of Education. <https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s392049debbe566ca5782a3045cf300a3c/uploads/2025/06/2025060466438560.pdf> (accessed September 10, 2025)
- Halder, S. (2009) Prospects of Higher Education of the Challenged Women in India. *International Journal of Inclusive Education*, 13(6), 633-646.
- Leon-Larios, F., Benítez-Lugo, M-L., Almendros-Caballero, C. Meyer, L. S., Corrales-Gutierrez, I. & Casado-Mejía, R. (2024) Bridging Gaps, Fostering Inclusion: A Gendered Look at Disability Support for Women in Higher Education. *WOMEN*, 4, 241-253. <https://doi.org/10.3390/women4030018> (accessed September 10, 2025)
- Mandke, K. and Chandekar, P. (2019) Deaf Education in India. In Knoors, H., Brons, M., and Marschark, M. (eds.) *Deaf Education Beyond the Western World: Context, Challenges, and Prospects*. Oxford University Press. pp.261-283.
- Meadows-Haworth, C. (2021). The Intersectional Disadvantages for Disabled Women Students in UK Higher Education. *International Journal of Disability and Social Justice*, 3, 2, 49-70. DOI:10.13169/intljofdissocjus.3.2.0049 (accessed September 10, 2025)
- Ministry of Information and Broadcasting (2023) *India 2023*. pp.393-396. Publications Division, Government of India.
- National Human Rights Commission (2021) Disability Rights (Rights of Persons with Disabilities Act & National Trust Act)

and Mental Healthcare Act (33516/2022/  
MCP). National Human Rights Commission.  
[https://nhrc.nic.in/sites/default/files/  
DisabilityRights.pdf](https://nhrc.nic.in/sites/default/files/DisabilityRights.pdf) (accessed September 10,  
2025)